

日 6月19

第 319

淨書
校合
發送

郵便局ニ於テ海防貯金等忘口取扱
時間調転ニ関スル件

右ニ関シ總務局ヨリ申越ノ次第ニ付之東京區行

局ニ係囑シテ去ル十六日午後四時ヨリ五時迄ノ間ニ於

ケル同局管内普通局八十五局ノ取扱状況ヲ調

査シタルニ別表ノ通ニシテ即チ最モ多ク五ノ四十一口

局長

課長

一第

めくれず

最々少キモノ一口、一局平均八口ナリ之ニ依リ觀レ
 「水曜日ニ限リ」特ニ一時間延長シテ取扱フ効
 果多シキ中、思料ニラ、右實査ノ結果ヲ認テ、通報スル
 上、且、水曜日一時間延長セトスルニ、總務局業ニ
 賛表ヲ表キテ、改定

東京逓信局管内主要向為替與金事務取扱数調
 (昭和十八年六月十六日水曜日)

受拂總口数	同上中	自午後四時	取扱口数	計	割
三〇、五四九	為替	金	其他	計	割
	二三〇	三〇三	二〇一	七三四	〇、〇〇二四

備考

本計數ハ普通向八十五局ニ就キ調査シタルモノナリ

(一頁目 八三三)

送付

19年6月15日

大臣
次官

郵 總 長
電 局 長
電 業 課 長
電 業 課 長
貯 蓄 課 長
貯 蓄 課 長
郵 規 課 長
郵 規 課 長

通信官署ニ於ケル窓口取扱時間ノ調整ニ關スル件

現在通信官署ニ於ケル窓口取扱時間ハ局ノ種別ニ依リ或ハ業務ノ種別

ニ依リ取扱ノ開始及終了時刻ヲ異ニシ居リ利用上必ズシモ便利ナラザル

ノ事ナリ

逓信省

ノミナラズ近時一般商店、商店等ノ閉店時期ハ甚シク繰上ゲラレ居リ勢
 比通信ノ利用モ査問繁忙時ニ集中スルノ實狀ニ鑑ミ之等利用狀況ヲ勘考
 シ可及的之ガ調整統一ヲ圖リ査問繁忙時ニ於ケル從事員ノ重點的配置ヲ
 行ヒ以テ業務運営ノ合理化ヲ期スル爲別案ノ通之ガ改正ヲ行フコトト致度

仰御高裁

備考

樺太ニ於ケル取扱時間ハ全地ノ地理的性質等ニ依リ特別ノ定アル

ニ付現行通ト致度

逓信省郵政局印刷

改正要領

一、電信及電話通話ノ窓口取扱開始時刻ハ毎年三月ト十一月ニ變更セ

ラルルヲ爲替、貯金、保險年金ト同様四月ト十一月ニ變更ノコト

ニ改ム

三、郵便ノ窓口取扱時刻ハ同年午前八時ヨリ開始セラルルヲ四月一日

ヨリ十月末日迄ハ午前七時ヨリ、十一月一日ヨリ三月末日迄ハ午

前八時ヨリ開始ニ改ム

但シ配達事務ヲ取扱ハザル特定郵便局ハ運行通員午前八時開始
トス

三、電話通話ノ窓口取扱開始時期ハ午前六時又ハ午前七時ヨリ開始セ

ラルルヲ四月一日ヨリ十月末日迄ハ午前七時ヨリ、十一月一日ヨ

リ三月末日迄ハ午前八時ヨリ開始ニ改ム

但シ配達事務ヲ取扱ハザル特定郵便局及電信電話取扱所ハ運行通

員午前八時開始トス

逓信省

四、普通郵便局及指定郵便局ニ於ケル郵便ノ窓口取扱終了時刻午後十

時ヲ午後八時ニ、休日及休暇日ノ取扱終了時刻午後三時ヲ正午ニ

改メ又集配特定局ニ於ケル終了時刻午後八時ヲ午後六時ニ改ム

又爲替、貯金、保険、年金其ノ他各種現金受領事務ノ取扱終了時刻

ハ水曜日午後五時、土曜日午後三時、其ノ他ノ曜日午後四時ヲ一

律ニ午後四時ニ改ム

六、従来通信官署ニ於ケル窓口取扱時期ハ業務種別ニ依リ各々別當ニ

告示ヲラレタルラ之ヲ一括々告示ス

告示ノ本質

告示ノ本質は、行政官が国民に對して、法律上ノ義務ヲ課スルコトヲ以テシテ、

行政官ノ職務上ニ於テ、法律上ノ義務ヲ課スルコトヲ以テシテ、

行政官ノ職務上ニ於テ、法律上ノ義務ヲ課スルコトヲ以テシテ、

行政官ノ職務上ニ於テ、法律上ノ義務ヲ課スルコトヲ以テシテ、

行政官ノ職務上ニ於テ、法律上ノ義務ヲ課スルコトヲ以テシテ、

昭和十一年三月二十一日

白紙二

逓信省告示第 號

逓信官署（電信取扱所ヲ含ム）ニ於ケル事務取扱時間左ノ如シ但シ樺太ニ於ケル逓信官署ノ事務取扱時間ハ別ニ定ムル所ニ依ル

本告示ハ昭和十八年 月 日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十六年一月逓信省告示第二百八號、昭和十六年七月逓信省告示第千六百七十一號、大正十二年二月逓信省告示第三百三十二號及昭和十七年逓信省告示第千二十七號ハ之ヲ廢止ス

昭和十八年 月 日 逓信大臣 名

電報	
郵便局(通信官署官制第十六條第一項但書ノ規定ニ依リ通信大臣ノ特ニ指定スル郵便局ニシテ郵便集配事務及電報配達事務ヲ取扱ハザルモノヲ除ク)	自四月一日至十月三十一日
電信局及電報配達事務ヲ取扱フ電信電話取扱所	自十一月一日至三月三十一日
前項以外ノ郵便局及電信電話取扱所	午前七時ヨリ午後六時迄
電信取扱所	午前八時ヨリ午後六時迄

取扱事務別	取扱局所別	期間	取扱時間	備考
郵便局(通信官署官制第十六條第一項但書ノ規定ニ依リ通信大臣ノ特ニ指定スル郵便局ニシテ郵便集配事務及電報配達事務ヲ取扱ハザルモノヲ除ク)	自四月一日至十月三十一日	午前七時ヨリ午後六時迄	<p>郵便局ノ物</p> <p>(イ) 郵便物ノ集配事務ヲ取扱スルモノ</p> <p>(ロ) 郵便物ノ引取事務ヲ取扱スルモノ</p> <p>(ハ) 郵便物ノ送付事務ヲ取扱スルモノ</p> <p>(ニ) 郵便物ノ受取事務ヲ取扱スルモノ</p> <p>(ホ) 郵便物ノ運送事務ヲ取扱スルモノ</p> <p>(ヘ) 郵便物ノ貯蓄事務ヲ取扱スルモノ</p> <p>(ニ) 郵便物ノ集配事務ヲ取扱スルモノ</p> <p>(ロ) 郵便物ノ引取事務ヲ取扱スルモノ</p> <p>(ハ) 郵便物ノ送付事務ヲ取扱スルモノ</p> <p>(ニ) 郵便物ノ受取事務ヲ取扱スルモノ</p> <p>(ホ) 郵便物ノ運送事務ヲ取扱スルモノ</p> <p>(ヘ) 郵便物ノ貯蓄事務ヲ取扱スルモノ</p>	
電信局及電報配達事務ヲ取扱フ電信電話取扱所	自十一月一日至三月三十一日	午前八時ヨリ午後六時迄	<p>電信局ノ物</p> <p>(イ) 電信物ノ集配事務ヲ取扱スルモノ</p> <p>(ロ) 電信物ノ引取事務ヲ取扱スルモノ</p> <p>(ハ) 電信物ノ送付事務ヲ取扱スルモノ</p> <p>(ニ) 電信物ノ受取事務ヲ取扱スルモノ</p> <p>(ホ) 電信物ノ運送事務ヲ取扱スルモノ</p> <p>(ヘ) 電信物ノ貯蓄事務ヲ取扱スルモノ</p>	

通 電
話 話

郵便局（通信官署官制第十六條第一項但書ノ規定ニ依リ通信大臣ノ特ニ指定スル郵便局ニシテ郵便集配事務及電報配達事務ヲ取扱ヘザルモノヲ除ク）、電信局、電話局及電報配達事務ヲ取扱フ電信電話取扱所
前項以外ノ郵便局及電信電話取扱所

目 四月 一日 午前七時ヨリ午後八時迄

自十一月 一日 午前八時ヨリ午後八時迄
至 三月三十一日

午前八時ヨリ午後六時迄
休日及休暇日ハ正午迄

一 通話ノ取扱ニ關シ當該電話官署ノ取扱時間内ト雖モ關係電話官署ノ取扱時間ニ關限アルトキハ其ノ制限ニ依ル但シ加入者ニ對スル通話ニ關シテハ此ノ限ニ在ラズ
二 電話加入者相互間通話及公衆電話所ヨリ加入者ニ對シテ爲ス通話ハ上記各項ニ拘ラズ何時ニテモ之ヲ取扱フ

郵便爲替、郵便貯金、其他各種現金受拂

郵便局、電信局及電話局

目 四月 一日 至 十月三十一日
自十一月 一日 至 三月三十一日

午前八時ヨリ午後四時迄
午前九時ヨリ午後四時迄

一 休日及休暇日等ハ取扱所爲替ニ

「註」

一 十二月二十九日ヨリ同三十一日ニ至ル間ハ休日及休暇日ト雖モ休日及休暇日ニ非ザル日ノ取扱時間ニ依ル（軍艦及船舶内ニ設置シタル郵便局ヲ除ク）
二 通信局長ノ指定スル通信官署ニ於テハ休日及休暇日等ニ於テハ取扱ヲ爲サズ
三 通信局長ニ於テ必要アリト認メタルトキハ本告示ニ拘ラズ取扱時間ヲ延伸若ハ短縮シ又ハ休日、休暇日ニ於テ取扱ヲ爲シ若ハ爲サザルコトアルベシ此ノ場合ニ於テハ別ニ之ヲ公示ス

「参照」

大正十二年二月逓信省告示第三百三十二號ハ電話官署ノ通話及呼出
取扱時間、昭和十六年一月逓信省告示第二百八號ハ郵便規則第二條
ノ規定ニ依ル郵便局ニ於ケル郵便窓口取扱時間、昭和十六年七月逓
信省告示第六百七十一號ハ電信局所ノ電報取扱時間及昭和十七年
七月逓信省告示第二百二十七號ハ郵便電信電話官署ニ於ケル郵便爲替、
郵便貯金其ノ他各種ノ現金受拂ニ關スル事務取扱時間ナリ

案、三

郵	電	電	郵	郵
局	報	報	局	局
長	長	長	長	長

逓信省

逓信局、逓信官署 (附屬機関)

件名

本日逓信省告示第 號ヲ以テ逓信官署ニ於ケル各種窓口事務取

扱時間改定セラレタルニ付、同日ヨリ實施ノコトト相成候處右ハ社會

大日本帝國政府

第五ノ案

新開原稿

儲蓄部若に及ける郵便、電信、電話、電報、貯金其の他現金受拂事務取扱時間の調整

現在郵便局、電信局、電話局、貯金局等に及ける窓口取扱時間口、局の大小に依り或ひは、郵便、電信、電話、電報、貯金等の業務種別により取扱の開始時刻、終了時刻を異にし利用上及て必ずしも便利でないのみならず近時一般の商社、商店等の閉店時刻も著しく繰上げられ、労働時間も業務開始時に集中的に集中するので利用状況も考慮してある。月日より窓口に及ける取扱時間を改正し、労働の合理的、集中的利用を図ることに依り業務標準の向上を期すると共に長期に

裏面白紙

大日本帝國政府

郵便する通信従業員の服務体制を強化することになつた。改正の要點は大體次の通である。

一、郵便の引受開始時刻は集配局では四月より十月迄は午前七時に繰上となる。

二、郵便の引受終了時刻は大局より一部の局に於ては午後八時迄、其の他の局に於ては六時迄となり、休日、休暇日の大局に於ける取扱は正午迄となる。尤も遠運や約東郵便等は従来通時國外でも差出せる。

三、貯金、貯金、保険、年金其の他の現金出納事務の取扱時間口すべて午後四時迄となる。

裏面白紙

1896年6月16日

業310

號

洋書
校合
發送

局長

課長



通修官署ニ於テ
閣下ニ付

送務局ニ於テハ通修官署ノ現行忘口取扱時ヨリ在
ルニ至リテ家ノ不便大ナリトシ別紙調起案ヲ作成シ
局ノ意見ヲ生シ奉レル處水曜日ノ現在出納事務
取扱時間ヲ一時短縮スルノ可否ニ付テハ實際ノ利

用状況ヲ人ニ外サレシ處ニ決シ維テラハテ 東京通
 行白ニ對シ曰る管内普通局ニ於テ 本日(水曜日)ノ
 状況ヲ至急調査方依頼(電送)至ヨリニ付テハ
 其ノ後早相取リ候ニ依テ局ニ返答ノ回差ヲおスコ
 トニ改交

通信官署ニ於ケル窓口取扱時間調整案

一、電話、電話ノ窓口取扱時間ハ毎年三月ト十一月ニ變更セラルルガ、
爲替、貯金、保険、年金ト同様四月ト十一月ニ改ムルコト

二、郵便事務ノ窓口取扱終了時刻ハ午後八時トスルコト（但シ無集配特
定局ハ現行通午後六時トス）

三、開始時刻ニ關シテハ

一、郵便ハ四月一日ヨリ十月末日迄ハ午前七時、十一月一日ヨリ三月
末日迄ハ午前八時トスルコト（但シ電報配達事務ヲ取扱ハザル特
定郵便局ハ現行通周年午前八時トス）

二、電話通話事務ハ四月一日ヨリ十月末日迄ハ午前七時、十一月一日
ヨリ三月末日迄ハ午前八時トスルコト

四、休日、休暇日ノ郵便ハ午前中ニ限り取扱フコトトスルコト

五、爲替、貯金、保険、年金其ノ他ノ現金出納事務ノ取扱終了時刻ハ午
後四時ニ統一スルコト

参考

通信官署窓口取扱時間		(昭和十八年六月現行)	
取扱事務別	取扱局所別	取扱時間	備考
電 信	普通局		
	指定局		
	集配特定局	午前七時ヨリ午後六時迄	自三月一日 至十月三十一日
	電報配達事務ヲ 取扱フ無集配特 定局	午前八時ヨリ午後六時迄	自十一月一日 至翌年二月末日
郵 便	無集配特定局	午前八時ヨリ午後六時迄 但シ通信局長ノ指定シタル 局ニ於テハ休日及休暇日等 ニ於テ之ガ取扱ヲ爲サズ	
	集配特定局	午前八時ヨリ午後八時迄 休日及休暇日ハ正午迄	
	指定局	休日及休暇日ハ午後三時迄	
	普通局	午前八時ヨリ午後十時迄	
電信電話取扱所			

(共8號)



1947年11月24日

373 號

貯業2876 號

發送	校合	淨書
----	----	----

了



供覽

通信官署ノ忘口取扱時間調整ニ
関スル打合要領

日 時

昭和二十七年十一月二十一日

場所

総務局総務課長室

(共6部)

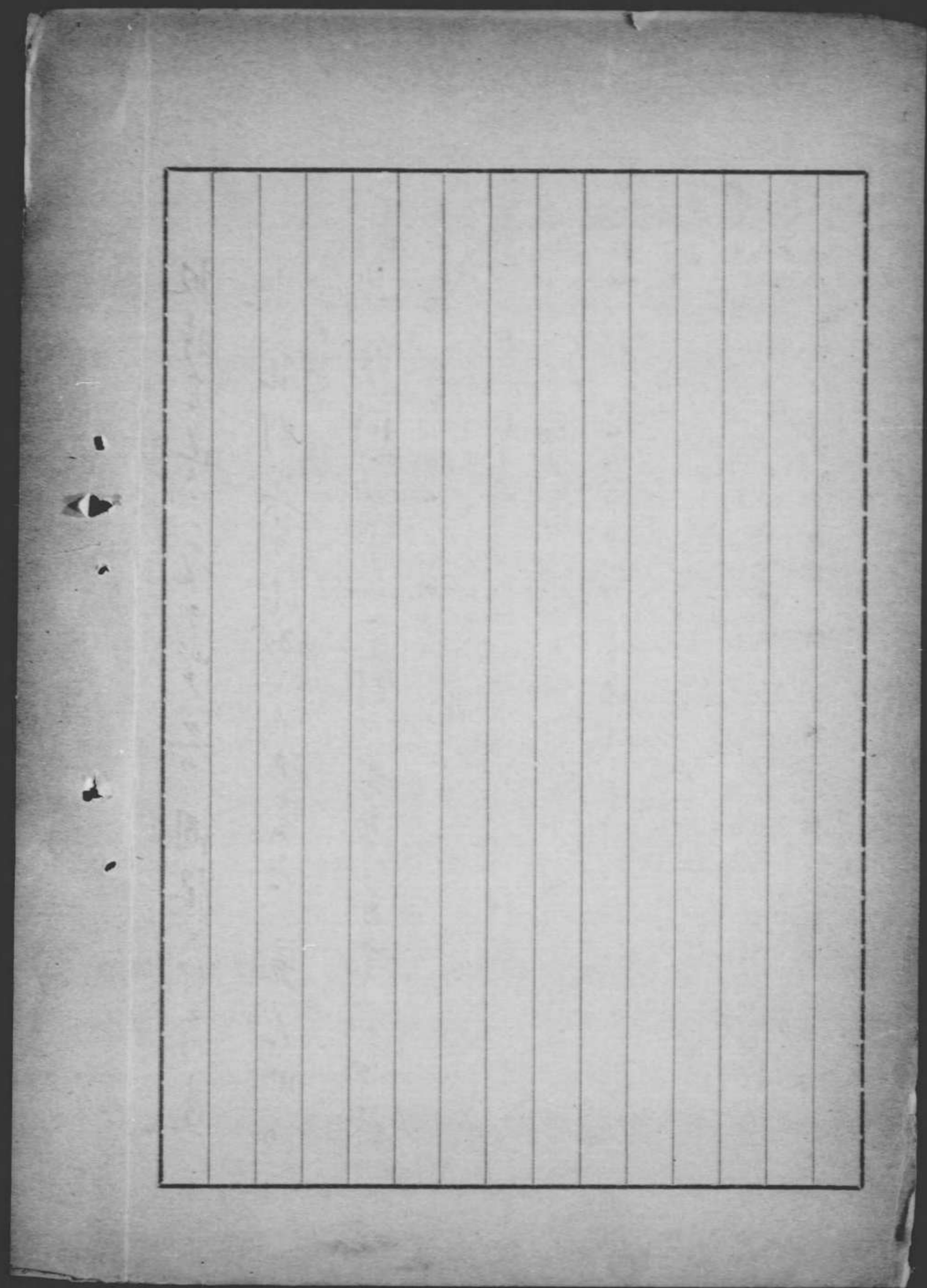
三、参集局

总務局	叔总務課長
外務局	分長 保官
警務局	羊山 属
庶務局	滿口 事務官
"	变 属
"	島田 属
貯金局	時田 事務官
保険局	下田 書記

四、打点要旨

叔总務課長、現在通信官署、忘以取

叔時自是、三島ヲ以テ之、河根ニ付テ、庶
 上一應別業ヲ作成シ、力有テ、意見ハ如何
 ト、質問有テ、之、對シ、出席有テ、其別
 張、朱書ノ如キ、意見、開陳、了、法、万、要、保、者
 有テ、於、テ、為、方、完、了、ト、申、テ、也。



第一號表

通信官署窓口取扱時間（昭和十七年八月施行）

取扱事務別	取扱局所別	取扱時間	備考
郵便	普通郵便局	午前八時ヨリ午後三時迄 休日及休暇日ハ午後八時迄	
	集配特定局	午前八時ヨリ午後八時迄 休日及休暇日ハ正午迄	
	無線集配特定局	午前八時ヨリ午後六時迄 但シ通信局長ノ指定シタル 局ニ於テハ休日及休暇日等 ニ於テハ之ガ取扱ヲ爲サズ	
電信	普通通信局	午前七時ヨリ午後六時迄	自三月一日起至十月三十一日
	指定期間局	午前八時ヨリ午後六時迄	自十一月一日起至翌年二月末日
	無線集配特定局	午前八時ヨリ午後六時迄	
	電信電話取扱所	午前八時ヨリ午後八時迄	

取扱事務別	取扱局所別	取扱時間	備考
電話	無線集配特定局	午前八時ヨリ午後六時迄 但シ通信局長ノ指定シタル 局所ニ於テハ休日及休暇日 等ニ於ケル取扱ヲ爲サズ	
	普通通信局	午前六時ヨリ午後八時迄	自三月一日起至十月三十一日
	指定期間局	午前七時ヨリ午後八時迄	自十一月一日起至翌年二月末日
	無線集配特定局	午前七時ヨリ午後八時迄	
	電信電話取扱所	午前八時ヨリ午後八時迄	

